

ジョイプラン旅行条件(要約)

お申込みの前にこの旅行条件を必ずお読みください。
お申込みの際は、必ず旅行業約款(募集型企画旅行契約)をお受け取りいただくか当社ホームページをご確認ください。

●国内旅行のご案内

1. 募集型企画旅行契約

- ①この旅行は、新常磐交通株式会社(以下「当社」)の募集型企画旅行であり、この旅行に参加されるお客様は当社と募集型企画旅行契約を締結することになります。
- ②当社が締結する募集型企画旅行契約(以下「契約」)事項については、当社の旅行約款(以下「約款」)本旅行条件、パンフレット及び別途お渡しする確定書面(最終旅行日程表)によりします。

2. 旅行のお申込みと契約の成立時期

- ①ご来店によるお申込み
所定の申込書(参加者名簿)のご提出と申込金のお支払いが必要です。(この2つが揃った時点で正式な契約となります)
- ②電話等による通信手段によるお申込み
電話等によるご予約を当社が承諾した日より7日以内に所定の申込書のご提出と申込金のお支払いが必要です。
※申込金は旅行代金の20%以上といたします。
※申込金は「旅行代金」「取消料」「違約金」のそれぞれ一部又は全部として取扱います。
- ③旅行代金の残金は出発日の10日前までに、ご入金ください。

④申込み条件

- a. 旅行開始日に70歳以上の方、b. 身体に障害をお持ちの方、c. 健康を害している方は、その旨をお申し出ください。該当するお客様には、お申し書、健康診断書等をご提出いただく場合がございます。
- d. 18歳未満の方でのお申込みは保護者の同意書が必要です。中学生以下の方のご参加は保護者の同行が条件となります。

3. 旅行代金

- ①大人料金：パンフレットに明示した旅行代金は特にことわりのない場合、12歳以上(中学生以上)の大人料金です。
- ②小人料金：4歳以上12歳未満のお子様に応用いたします。ただし4歳未満でもバス座席を使用する場合は小人料金を申し受けませ。航空機利用コースの場合は旅行開始日に満3歳以上のお子様に応用いたします。
- ③幼児料金：小人料金が適用にならない満4歳未満のお子様については、旅行期間に応じた所定の料金を申し受けませ。この場合食事等のサービスはありません。
- ④旅行代金に含まれるもの
パンフレットに明示した航空・船舶・列車・バス等の交通機関運賃、宿泊・食料料金、入場・見学等の観光料金、消費税。

4. 旅行催行について

- ①最少催行人員は25名です(一部コースを除く)。最少催行人員に満たない場合は、旅行の実施を取りやめることがあります。この場合には1泊以上のコースについては、ご出発日の14日以前に、日帰りコースは、ご出発日の4日以前にご連絡を、お預りしている旅行代金を全額お返しし、旅行契約を解除いたします。
- ②参加人員が30名様以下の場合、中型バス又は小型バスで催行、運行する場合があります。

5. 旅行契約の解除

- (1)お客様の解除権
①お客様は下記の取消料を支払って旅行契約を解除することができます。

旅行契約の取消日	取消料
出発日の20日前～8日前に取消(日帰り旅行は11日前～8日前※一部コースを除く/当該チラシ参照)	旅行代金の20%
出発日の7日前～2日前に取消	旅行代金の30%
出発日前日に取消	旅行代金の40%
出発日当日に取消	旅行代金の50%
旅行開始後の取消及び無断不参加	旅行代金の全額

- ②下記事由の場合は取消料を支払うことなく旅行契約を解除することができます。
a. 契約内容に以下に例示する重要な変更が行われたとき。(旅行開始日又は終了日の変更、観光地、観光施設、その他目的地の変更、運送機関の種類・運送機関の設備・等級のより低いものへの変更、宿

- 泊施設の変更、宿泊施設の客室の種類、設備、景観の変更)
- b. 旅行代金が増額されたとき、
- c. 当社が確定書面を所定の期日までに交付しないとき、
- d. 当社の責に帰すべき事由により、当初の旅行日程通りの実施が不可能となったとき、

- (2)当社の解除権
次の場合当社は旅行契約を解除することができます。
①旅行代金を期日までに支払っていただけないとき、
- ②申込み条件の不適合、
- ③病気、団体行動への支障その他により旅行の円滑な実施が不可能なとき、

6. 確定書面(最終旅行日程表)について
当社は確定した主な運送機関名及び宿泊施設名が記載された確定書面を旅行開始日の前日までに交付いたします。ただし、旅行開始日の8日前以降に申込みがなされた場合は、旅行開始当日に交付することがあります。なお、期日前であってもお問い合わせいただければ手配状況についてご説明いたします。

7. 旅行契約内容・代金の変更

当社は天災地変、暴動、運送・宿泊機関等のサービスの提供の中止、官公署の命令、当初の運行(航)計画によらない運送サービスの提供その他の当社の関与できない事由が生じた場合、契約内容を変更することがあります。また、利用する運送機関の運賃・料金が著しい経済情勢の変動により通常予想される程度を大幅に越えて改訂された場合は、旅行代金を変更することがあります。増額の場合は旅行開始日の15日前までにお知らせいたします。

8. 当社の責任

当社は当社または手配代行者が故意又は過失により、お客様に損害を与えたときは損害を賠償いたします(お荷物に関する賠償限度額は1人15万円)。ただし、天災地変、暴動、運送・宿泊機関の事故もしくは火災、運送機関の遅延・不通又はこれらのため生ずる旅行日程の変更もしくは旅行の中止、官公署の命令、自由行動中の事故・食中毒・盗難等の場合は原則として責任を負いません。

9. 旅程保証

旅行日程に重要な変更が行われた場合、約款の規定により、その変更内容に応じて旅行代金の1%～5%に相当する額の変更補償金を支払います。ただし、一旅行契約について支払われる変更補償金の額は、旅行代金の15%を限度といたします。また、一旅行契約についての変更補償金の額が1,000円未満の場合は支払いません。

10. 特別補償

当社はお客様が当旅行参加中にその生命、身体又は手荷物に被った一定の損害について、あらかじめ定める額の補償金及び見舞金を支払います。

11. お客様の責任

当社はお客様の故意又は過失により当社が損害を被ったときはお客様から損害の賠償を申し受けませ。

12. お客様の交替

お客様は当社が承諾した場合、1人当たり1,000円の手数料をお支払いいただくことにより交替できます。

13. 個人情報の取扱について

当社は旅行申込みの際に提出された申込書に記載された個人情報について、お客様との間のために利用させていただく他、お客様がお申込みいただいた旅行において運送・宿泊機関等の提供するサービスの手配及びそれらのサービスの受領のための手続きに必要な範囲で利用させていただきます。
※この他、当社は①会社及び会社と提携する企業の商品やサービス・キャンペーンのご案内②旅行参加後のご意見やご感想の提供のお願い③アンケートのお願い④特典サービスの提供⑤統計資料の作成⑥その他当該チラシ「個人情報の提供」に記載されている事項にお客様個人情報を利用させていただきますことがあります。

●海外旅行のご案内

1. 募集型企画旅行契約

- ①この旅行は、新常磐交通株式会社(以下「当社」)の募集型企画旅行であり、この旅行に参加されるお客様は当社と募集型企画旅行契約を締結することになります。
- ②当社が締結する募集型企画旅行契約(以下「契約」)事項については、当社の旅行約款(以下「約款」)本旅行条件、パンフレット及び別途お渡しする確定書面(最終旅行日程表)によりします。

2. 旅行のお申込みと契約の成立時期

所定の申込書に、下記の申込金を添えてお申込みください。電話等によるお申込みの場合、当社が予約を承諾した日より7日以内に申込書の提出と申込金のお支払いが必要です。旅行契約は、当社が予約の承諾をし申込書と申込金を受領したときに成立します。

申込金の額(お1人様)
旅行代金の20%

申込金は、「旅行代金」「取消料」「違約金」のそれぞれ一部又は全部として取扱います。旅行代金の残金は、出発日の21日前までにご入金・ご提出ください。

3. 申込み条件

- 旅行開始日に75歳以上の方、身体に障害をお持ちの方、健康を害している方又は特別な手配を必要とする方は、その旨をお申し出ください。該当するお客様には、所定の「健康アンケート」・健康診断書等をご提出いただく場合があります。申込み時に15歳以上18歳未満の方は保護者の同意書が必要です。

4. 旅行代金に含まれるもの

旅行日程に明示した運送機関運賃、入場料等の観光料金、ホテル宿泊料金(2人部屋に2名宿泊を基準とします)、食料料金、団体行動中のチップ等。

5. 旅行代金に含まれないもの

超過手荷物料金、電話・飲食代・医療費等個人的性質の諸費用、渡航手続諸費用(旅券、査証取得代金、及び渡航手続取扱料金等)、空港使用料、現地空港税、一人部屋追加料金等。

6. 旅行契約の解除・払い戻し

- (1)お客様の解除権
①お客様は下記の取消料を支払って旅行契約を解除することができます。

契約解除の日	特定日に開始する旅行	左記以外の日に開始する旅行
旅行開始日の前日から起算してさかのぼって40日目にあたる日以前～31日目にあたる日まで	旅行代金の10%(10万円を上限)	無料
旅行開始日の前日から起算してさかのぼって30日目にあたる日以前～3日目にあたる日まで	旅行代金の20%	
旅行開始日の前々日～当日	旅行代金の50%	
旅行開始後または無断不参加	旅行代金の100%	

※特定日とは、4月27日～5月6日、7月20日～8月31日、12月20日～1月7日までをいいます。

- ②下記の事由の場合は取消料を支払うことなく旅行契約を解除することができます。

- a. 旅行内容に重要な変更(国内旅行条件に準ずる)が行われたとき、
- b. 旅行代金が増額されたとき、
- c. 当社が確定書面を所定の期日までに交付しないとき、
- d. 当社の責に帰すべき事由により、当初の旅行日程通りの実施が不可能となったとき、

- (2)当社の解除権
次の場合当社は旅行契約を解除することができます。
①旅行代金を期日までに支払っていただけないとき、
- ②申込み条件の不適合、
- ③病気、団体行動への支障その他により旅行の円滑な実施が不可能なとき、
- ④お客様の人数がパンフレット記載した最少催行人員に満たない場合、この場合ご出発の23日前(ピーク時に開始するものは33日前)までに旅行中止をご通知いたします。
- ⑤天災地変、戦乱、暴動、運送・宿泊機関等の旅行サービス提供の中止、官公署の命令

その他の当社の関与し得ない事由により、契約書面に記載した旅行日程に従った旅行の安全かつ円滑な実施が不可能となり、又は不可能となるおそれが極めて大きいとき、
⑥上記⑤の一例として、旅行日程に含まれる地域について、外務省からレベル2「不要不急の渡航は止めてください」以上の危険情報が出されたとき、

- (3)払い戻し
6・(2)・①の場合、既に収受している旅行代金から規定の取消料と同額の違約料を差し引いて払い戻しいたします。
- 6・(2)・②～⑥の場合、既に収受している旅行代金の全額を払い戻しいたします。

7. 確定書面(最終旅行日程表)について

当社は確定した主な運送機関名及び宿泊施設名が記載された確定書面を旅行開始日の前日までに交付いたします。(原則として旅行開始日の2週間～7日前にはお渡しするよう努力します。)

8. 旅行契約内容・代金の変更

当社は天災地変、暴動、運送・宿泊機関等のサービスの提供の中止、官公署の命令、当初の運行(航)計画によらない運送サービスの提供その他の当社の関与できない事由が生じた場合、契約内容を変更することがあります。また、利用する運送機関の運賃・料金が著しい経済情勢の変動により通常予想される程度を大幅に越えて改訂された場合は、旅行代金を変更することがあります。増額の場合は旅行開始日の15日前までにお知らせいたします。

9. 当社の責任

当社は当社または手配代行者が故意又は過失によりお客様に損害を与えたときは、損害を賠償いたします(お荷物に関する賠償限度額は1人15万円)。ただし、天災地変、戦乱、暴動、運送・宿泊機関のサービスの提供の中止、官公署の命令、運送機関の遅延・不通又はこれらのため生ずる旅行日程の変更もしくは旅行の中止、自由行動中の事故・食中毒・盗難等の場合は原則として責任を負いません。

10. 旅程保証

旅行日程に重要な変更が行われた場合、約款の規定により、その変更内容に応じて旅行代金の1%～5%に相当する額の変更補償金を支払います。ただし、一旅行契約について支払われる変更補償金の額は、旅行代金の15%を限度といたします。また、一旅行契約についての変更補償金の額が1,000円未満の場合は支払いません。

11. 特別補償

当社はお客様が当旅行参加中にその生命、身体又は手荷物に被った一定の損害について、あらかじめ定める額の補償金及び見舞金を支払います。

12. お客様の責任

当社はお客様の故意又は過失により当社が損害を被ったときはお客様から損害の賠償を申し受けませ。

13. お客様の交替

お客様は当社が承諾し予約変更が可能な場合、1人当たり10,000円の手数料をお支払いいただくことにより交替することができます。なお、実費が発生する場合は、別途申し受けませ。

14. 個人情報の取扱について

当社は旅行申込みの際に提出された申込書に記載された個人情報について、お客様との間のために利用させていただく他、お客様がお申込みいただいた旅行において運送・宿泊機関等の提供するサービスの手配及びそれらのサービスの受領のための手続きに必要な範囲で利用させていただきます。
※この他、当社は①会社及び会社と提携する企業の商品やサービス・キャンペーンのご案内②旅行参加後のご意見やご感想の提供のお願い③アンケートのお願い④特典サービスの提供⑤統計資料の作成⑥その他当該チラシ「個人情報の提供」に記載されている事項にお客様個人情報を利用させていただきますことがあります。

●国内・海外ともに当社はいかなる場合でも旅行の再実施はいたしません。

●その他事項については当社旅行業約款(募集型企画旅行契約)によりします。